

## 母体保護法指定医師指定基準細則

### 鹿児島県医師会 母体保護法 指定医師指定基準細則

#### 1 人 格

#### 2 技 能

#### 3 研修機関の条件

医療施設の条件は、医師数、看護職員数、病床数、分娩室・手術室の設備等を勘案して決定する。

#### 4 指定医師指定取得の申請、指定並びに登録

指定医師の指定を申請するものは、所属郡市等医師会を経由又は直接鹿児島県医師会長あてに下記の書類を添えて申請する。

##### (1) 指定取得の申請

i) 指定医師申請書（様式1号）

ii) 履歴書（様式3号）

iii) 日本産科婦人科学会の専門医の場合は、「専門医証」の写し

日本産科婦人科学会の専門医でなく、産婦人科の研修を3年以上受けたものは主任指導医の発行する「指導証明書」（様式4号）

iv) 誓約書（様式5号）

v) 受講証明書（母体保護法指定医師研修会参加証）

母体保護法指定医師研修会は新規指定及び更新のための研修会を兼ねることが出来る。

##### (2) 指定

面接及び書類審査（ただし、郡市等医師会長の意見書（様式2号）の提出をもって面接を省略することができる。）

##### (3) 登録

鹿児島県医師会の番号、指定及び更新の年度、指定医師の番号

（例）046-88-98-0001

（指定年）（更新年）（指定医師の番号）

##### (4) 他県からの転入

他の都道府県において指定医師であった場合には、指定医師証の写しをもって技能の審査を省略することができる。

#### 5 設 備

①蘇生器具、手術台及び回復室等を有すること。

②連携施設が必要と判断される場合は、鹿児島県医師会がその状況を勘案して決定すること。

③連携施設の長は、当該医療施設の連携施設となった旨を書面で、鹿児島県医師会長に届け出ること。

④転送電話、携帯電話等で24時間患者からの連絡に対応すること。

⑤常時回復室を観察しうる体制が確保されていること。

⑥入院設備を有しない場合は、上記に加え、以下の事項を付帯条件とする。

i) 合併症妊娠（ハイリスク）症例の人工妊娠中絶は実施しないこと。

ii) 麻酔器、蘇生器具、呼吸心拍監視装置、回復室を備えること。

iii) 診療時間外にも母体の異常に対応できる態勢を取れること。

iv) 救急搬送に適切な対応を取れる連携施設（有床産婦人科医療機関等）を必要とすること。

v) ii), iii), iv)（連携施設名）、を施設内に表示し、かつ術前に文書にて説明し同意をとること。

vi) 連携施設の長は、当該施設の連携施設となった旨を書面で鹿児島県医師会長に届け出ること。

vii) 上記の要件からの逸脱が明らかとなった場合は、指定医師の資格を喪失する。

#### 6 設備指定の申請、指定並びに登録

##### ①設備指定取得の申請

i) 設備指定申請書（様式6の1号）の作成

[医師数、看護職員数（助産師数、看護師・准看護師数）、分娩・手術室の有無、入院設備（病床数）等]

連携施設が必要な場合は、連携施設の証明書

ただし、入院設備を有しない場合は、「入院設備を有しない設備指定届・誓約書（様式6の2号）」の作成も必要

- ii) 指定医師証の写し
- iii) 施術場所の平面図
- iv) 手術用設備仕様、麻酔器、蘇生器具、呼吸心拍監視装置
- v) 24時間対応の設備（転送電話、携帯電話等）

## ②指定

施設実態調査及び書類審査

## ③登録

鹿児島県医師会の番号、指定の年度、指定設備の番号

（例）046-88-0001

（指定年） （指定設備の番号）

## ④その他

- i) 設備指定変更届（様式7号）の作成
- ii) 設備指定辞退届（様式8号）の作成

## 7 人工妊娠中絶実施後の届出

書類の届出は翌月10日までに都道府県知事に届けること。

- ① 人工妊娠中絶を行った医師は、その月中の手術の実施報告票を各自で記載すること。なお、人工妊娠中絶の実施件数が0件の場合も必ず報告すること。
- ② 複数の指定医師がいる施設では、責任者が各自の実施報告票をとりまとめ届けること。

## 8 指定の更新及び取消

① 更新の際、下記研修の受講を証明するものの提出を義務付ける。

i) 母体保護法指定医師研修会参加証1枚。

母体保護法指定医師研修会カリキュラム作成にあたっては以下の内容が含まれていること。

- 1) 生命倫理に関するもの
- 2) 母体保護法の趣旨と適正な運用に関するもの
- 3) 医療安全・救急処置に関するもの

ii) 日本産婦人科医会研修参加証6枚相当。（日本医師会生涯教育制度参加証、都道府県医師会研修証明書、日本産科婦人科学会研修シール等を勘案する。）

- ② 第7項に示す人工妊娠中絶手術の届出について更新までに必要な届出を行っていない場合には、指定の更新を保留する。
- ③ 離島の医師の場合は、郡市等医師会長の証明を付し、理由を附記して特免申請ができるものとする。
- ④ 指定医師更新申請書（様式9号）の作成
- ⑤ 病气療養中、妊娠・分娩、留学、国内外出張等の理由により、更新の手続きを延期することができる。

## 9 指定医師の誓約

### 10 指定医師の遵守すべき事項

#### 11 不服審査委員会

不服審査委員会の委員は7名とし、下記の構成とする。

- 1 医師である委員 4名
- 2 医師でない委員 3名

第2号の委員中1名は、弁護士資格を有する法律家とする。

#### 12 指定基準に基づく研修機関

指定基準第2項（技能）で、鹿児島県医師会が認める研修機関は、次のとおりとし、満3年以上研修を必要

とする。

- (1) 鹿児島大学医学部・歯学部附属病院
- (2) 鹿児島市立病院
- (3) 医療法人清泉会 伊集院病院
- (4) 公益財団法人昭和会 今給黎総合病院
- (5) 光智会 産婦人科のぼり病院
- (6) 医療法人愛育会 愛育病院
- (7) 社会福祉法人恩賜財団 済生会川内病院

### 13 母体保護法指定医師の指定申請料

指定医師指定申請の場合の申請料は次のとおりとする。

- (1) 新規指定申請料 20,000円  
(ただし、実態調査を要する場合は30,000円)
- (2) 医療機関の変更に基づく指定申請料 10,000円  
(ただし、実態調査を要する場合は20,000円)
- (3) 施設の変更に基づく指定申請料 10,000円  
(ただし、実態調査を要する場合は20,000円)
- (4) 指定更新申請料 5,000円